

平成 28 年度第 33 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 29 年 3 月 30 日（木） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 18 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、青木委員、濱崎委員

（事務局）松山事務局長、矢岡任用公平部長、櫻井試験部長、小澤審査担当部長、秋谷総務課長、神永任用給与課長、柴田審査課長、添田試験課長、伊藤研究調査課長、本間制度改革担当課長、近藤審査担当課長、矢部審査専門課長

4 議 事

<議 案>

第 1 号議案 人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

第 2 号議案 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

第 3 号議案 平成 29 年度障害者を対象とする東京都職員Ⅲ類採用選考の実施計画
について

第 4 号議案 不利益処分についての審査請求について

第1号議案 人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

標記議案について、事務局から説明した。

委員より、総務課の事案決定のうち16-19から16-63「人事及び給与に関すること」について、人事委員会事務局内部職員の人事関係のものか質問があり、事務局より、そのとおりである旨を回答した。

委員より、任用給与課分22-3「職員給与等実態調査の実施に関すること」について、実地調査でどんな項目を調査するのかも入るのか質問があり、事務局より委員会で審議する旨を回答した。また、事務局より、平成29年東京都職員給与等実態調査については平成29年2月21日の委員会に要綱の決定について付議をしており、その際に要綱の中で具体的には実施要領の中で定めると記載されている旨を説明した。

委員より、委員会に付議していた事案について、決定区分を変えるのは良いが、事案によっては報告の必要があるのではないかとの質問があり、事務局より、委員長決定や局長決定等であっても重要なものについては全部報告する旨を回答した。

委員より、なるべく担当に権限移譲をして、委員会が報告を受ける形を作っておけば、権限委譲できるものがまだあるのではないかとの意見があり、事務局より、東京都人事委員会処務規則に基づいて実施細目を定めており、今回は実施細目の改正だけで対応できるところの見直しを行ったこと、来年度以降は規則の改正も視野に入れて、決定区分や報告の見直しを行っていく旨を回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第2号議案 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記議案について、事務局から、行政不服審査法の改正に伴い、「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正をしたい旨、説明した。

委員より、審理担当課長は法務専門職でなければならないのかとの質疑があり、事務局から、法務専門職でなくてもよい旨、回答した。

委員より、現行の審理担当課長は法務専門職なのかとの質疑があり、事務局から、現行は一般管理職である旨、回答した。

委員より、審理担当課長の現行のポストの二名のうち一人だけ審理員として指名されるのかとの質疑があり、事務局から、審理担当課長だけでなく法務課の課長代理や

部長からも指名される旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第3号議案 平成29年度障害者を対象とする東京都職員Ⅲ類採用選考の実施計画について

標記議案について、事務局から障害者雇用促進法の改正等の障害者雇用を取り巻く状況を踏まえ、都における障害者雇用を更に促進させるため、これまで身体障害者を対象としていた採用選考を知的・精神障害者も受験可能とし、併せて第2次選考における身体検査を廃止し、新たにグループ討議を導入すること、申込受付から最終合格発表の日程等について説明した。また、本日の委員会で決定後、同日プレス発表を行うことを説明した。

委員より、障害者雇用促進法の趣旨からすると、知的障害の人についても雇用のチャンスが公平ということではならなければならない、今後、都の中でそういう人に対してどのような仕事が提供できるかということについて考えていく必要があるとの意見があり、事務局から、今回の見直しは第一歩として知的・精神障害の人にも門戸を広げるもので、今後、知的障害者の雇用に向けてさらに検討していくことが必要だと考えている旨、回答した。

委員より、今回の見直しは始まりに過ぎず、任命権者側で知的・精神障害の人に適した職域を新たに創設すること、知的・精神障害の人が一般の人と一緒に働いていくことの両面が必要との意見があり、今後任命権者側と協議していく旨、事務局が回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

第4号議案 不利益処分についての審査請求について

次回開催日程について

次回委員会を平成29年4月12日（水）午後2時00分から開催することとした。